

# 屋外広告業者に対する行政処分等に係る取扱要綱の概要

## 1 設定の趣旨

屋外広告業者に対する千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号。以下「県条例」という。)第17条の15の規定による登録の取消し及び営業停止命令をするために必要とされる基準及び手続を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって県条例の適正な執行に資することを目的とするものです。

※千葉県屋外広告物条例第17条の15

(登録の取消し等)

第17条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第17条の2第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第17条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第17条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第17条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

## 2 基準の主な内容

処分事由に伴う処分内容を設定します。

### 《県登録業者に対する処分基準》

処分事由	処分内容
不正手段による登録・更新	登録取消
登録拒否の事由に該当することとなった	
営業停止命令に違反	
違反広告物の命令違反	
禁止物件・禁止地域への掲出、禁止広告物・無許可広告物等の掲出	営業停止90日
許可広告物(特例許可含む)の無許可での変更・改造	
期限切れ等の広告物の除却義務違反	
広告物や業に対する報告・立入検査等の拒否	営業停止60日
登録内容の未変更・虚偽届出	
広告物への許可証の未表示	営業停止7日
広告物管理者・設置者等の未変更、除却届の未届	
廃業届の未届	
標識の不掲示、帳簿の不備等	

《加重》 ※加重事由に該当する場合には営業停止日数を加重します。

加重事由	加重日数
過去5年間に処分歴がある場合	30日
複数の違反広告物を掲出している場合	

《軽減》 ※軽減事由に該当する場合には営業停止日数を軽減します。

軽減事由	軽減日数
当事者自らの責めに帰すことができない等やむを得ない事情がある場合	90日以内

## 3 設定期日

令和5年4月1日

※屋外広告業の登録制度について

- ・千葉県内(千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。)で屋外広告業を営もうとする場合は、千葉県に事前の登録を行うことが必要となる。
- ・登録の有効期間は5年間。その後も営業を続ける場合は、登録の更新を行うことが必要となる。
- ・船橋市、柏市の区域で営業を行うものは、各市の屋外広告物条例に基づき、県へ登録後に各市へ届け出ること、市登録業者とみなして営業することができる。